

平成28年1月から日中一時支援について本人確認と個人番号の確認が必要になります

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が施行され、個人番号の利用が開始されます。

●手続きの流れ

①本人申請の場合

1. 個人番号の確認

申請書類に個人番号の記載が必要なため、個人番号カードや通知カードをお持ちください。

2. 本人確認

本人確認のため、下記の書類が必要となります。

運転免許証、個人番号カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、パスポートなど。

②代理人申請の場合

1. 代理権の確認

代理人による申請の場合、本人確認の書類またはその写しの提示が必要となります。

2. 代理人の本人確認

代理人自身の本人確認のため、運転免許証や個人番号カード等が必要となります。

3. 対象者本人の個人番号の確認

対象者本人の個人番号カードの写し、通知カードの写しの提示が必要となります。



その他、各事務に必要な申請書類について、詳しくはお問い合わせください。